

大和川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第 1 条 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会として、「大和川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第 3 条 協議会は、大和川水系における、狭山池ダム、天理ダム、初瀬ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム、滝畑ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第 4 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表 1 の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第 6 条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、大和川河川事務所占用調整課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。

別表 1

機関名	構成員	備考
近畿地方整備局	近畿地方整備局 大和川河川事務所長	
大阪管区气象台	大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官	
大阪府	大阪府 都市整備部 河川室長	
	大阪府南河内農と緑の総合事務所長	
	大阪府環境農林水産部農政室整備課長	
奈良県	奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長	
	奈良県 県土マネジメント部 奈良土木事務所長	
	奈良県 県土マネジメント部 郡山土木事務所長	
	奈良県 県土マネジメント部 中和土木事務所長	
河内長野市	河内長野市 上下水道部長	
富田林市	富田林市上下水道部長	
天理市	天理市 上下水道局長	
桜井市	桜井市 上下水道部長	

オブザーバー

近畿経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長	
---------	----------------------	--

大和川水系ダム洪水調節機能協議会

公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料等については公開を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

大和川水系 ダム洪水調節機能協議会における当面の取組

1. 年1回以上（出水期前）協議会を開催するよう努める。
2. 事前放流実施要領未策定のダムは早期に策定する。

ダムの事前放流の実施状況

※6月3日15時 時点

- ・台風第2号の大雨に備え、近畿管内の1級水系では、県や利水者が管理する7ダムで事前放流を実施。
- ・2級水系では4ダムで事前放流を実施。

事前放流実施ダム

2級水系

武庫川水系

あおの
青野ダム(武庫川水系青野川)

市川水系

はせ
長谷ダム(市川水系犬見川)

おおた
太田ダム(市川水系太田川)

古座川水系

しちかわ
七川ダム(古座川水系古座川)

事前放流実施ダム

1級水系

九頭竜川水系

りゅうがはな
龍ヶ鼻ダム(九頭竜川水系竹田川)

えいへいじ
永平寺ダム(九頭竜川水系永平寺川)

加古川水系

どんど
吞吐ダム(加古川水系山田川)

大和川水系

しらかわ
白川ダム(大和川水系高瀬川、櫛川)

新宮川水系

ふたつの
二津野ダム(新宮川水系熊野川)

なないろ
七色ダム(新宮川水系北山川)

こもり
小森ダム(新宮川水系北山川)



- 凡 例
- 府県管理ダム
 - 利水ダム

ダムの事前放流の実施状況

※8月16日9時00分 時点

- ・台風第7号の大雨に備え、近畿管内の1級水系では、県や利水者、水資源機構が管理する19ダムで事前放流を実施。
- ・2級水系では1ダムで事前放流を実施。

凡 例

府県管理ダム

利水ダム

水資源機構管理ダム

事前放流実施ダム

1級水系

円山川水系

但東ダム(横谷川)【兵庫県】

大路ダム(大路川)【兵庫県】

与布土ダム(与布土川)【兵庫県】

由良川水系

大野ダム(由良川)【京都府】

和知ダム(由良川)【関西電力(株)】

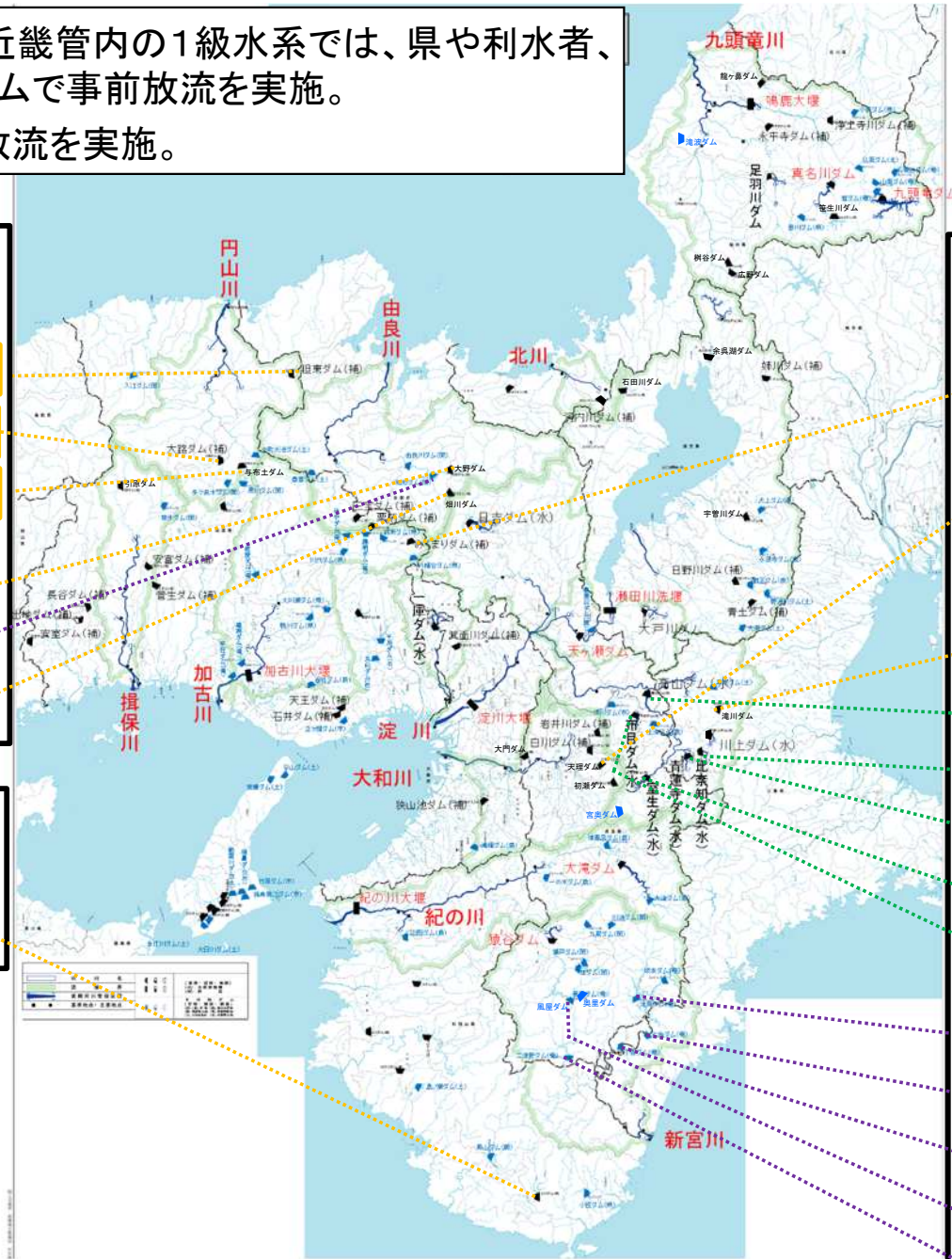
畑川ダム(畑川)【京都府】

事前放流実施ダム

2級水系

古座川水系

七川ダム(古座川)【和歌山県】



事前放流実施ダム

1級水系

加古川水系

みくまりダム(三熊川)【兵庫県】

大和川水系

天理ダム(布留川)【奈良県】

淀川水系

滝川ダム(滝川)【三重県】

高山ダム(名張川)【水資源機構】

比奈知ダム(名張川)【水資源機構】

青蓮寺ダム(名張川)【水資源機構】

室生ダム(宇陀川)【水資源機構】

布目ダム(布目川)【水資源機構】

新宮川水系

池原ダム(北山川)【電源開発(株)】

七色ダム(北山川)【電源開発(株)】

小森ダム(北山川)【電源開発(株)】

風屋ダム(熊野川)【電源開発(株)】

二津野ダム(熊野川)【電源開発(株)】

令和 5 年度出水期は全国の、のべ 181 ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和 5 年度の出水期は、全国の、のべ 181 ダムでの事前放流の実施により、約 7.4 億 m³ の容量を確保し台風等の洪水に備えました。

- 令和 2 年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整えて洪水に備えています。
- 今般、令和 5 年度の出水期における事前放流の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

<令和 5 年度出水期における事前放流の実施状況（概要）>

	令和 5 年度	（参考）令和 4 年度
治水等多目的ダム	87 ダム	76 ダム
利水ダム	94 ダム	86 ダム
合計	181 ダム	162 ダム

【別紙資料】

- ・ 令和 5 年度出水期における事前放流の実施状況（総括）
- ・ 事前放流の実施状況と利水ダム等による効果（櫛田川水系、米代川水系、雄物川水系、新宮川水系）

（参考）関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

○ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

○ 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 田中里佳（内線：35472）

水利・流水企画係長 西村文二（内線：35483）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449

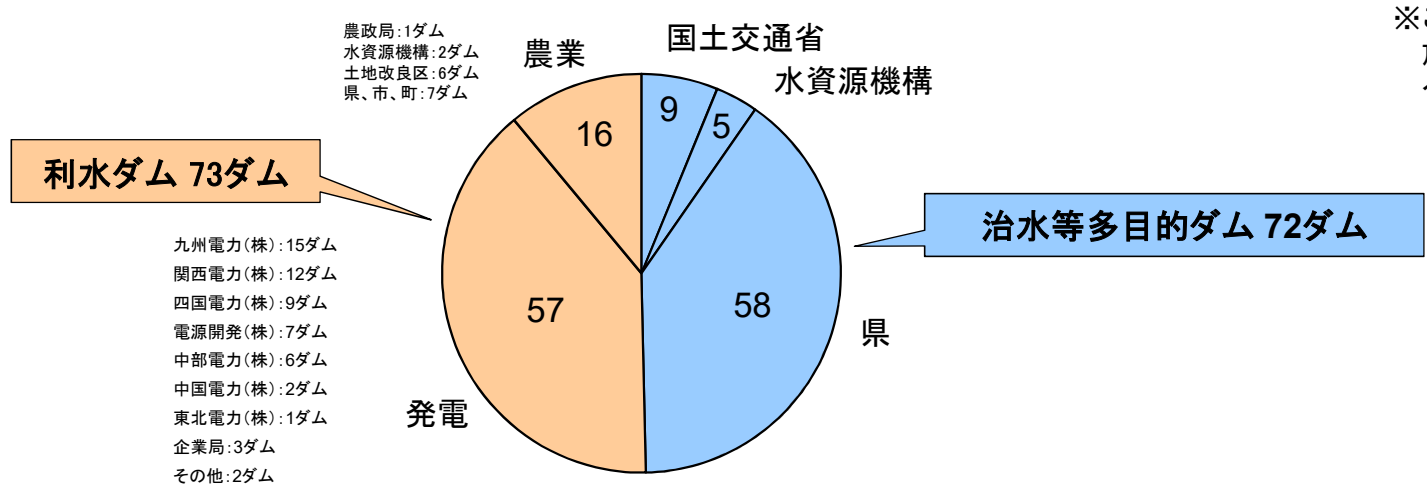
令和5年度出水期における事前放流の実施状況(総括)

- 令和5年度の出水期においては、全国の、のべ181ダムで事前放流を実施したことにより約7.4億m3の容量を確保し、洪水に備えた。(令和5年5月8日～令和5年9月13日)
- そのうち、利水ダムではのべ94ダムで事前放流を実施したことにより約5.4億m3の容量を確保。

＜令和5年度出水期に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳＞ 11月29日時点

名称	区分	令和5年度の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		5月8日からの大雨	台風第2号 (5月29日～)	6月29日からの大雨	台風第6号 (8月1日～)	台風第7号 (8月14日～)	台風第13号 (9月4日～)	
治水等多目的ダム	ダム数	2	29	12	16	28	0	87(72)
	確保容量(万m ³)	300	6,000	2,000	5,100	6,600	0	20,000【2.0億m ³ 】
利水ダム	ダム数	7	26	12	32	10	7	94(73)
	確保容量(万m ³)	2,000	9,500	3,100	12,800	21,400	5,300	54,100【5.4億m ³ 】
合計	ダム数	9	55	24	48	38	7	181(145)
	確保容量(万m ³)	2,300	15,500	5,100	17,900	28,000	5,300	74,100【7.4億m ³ 】

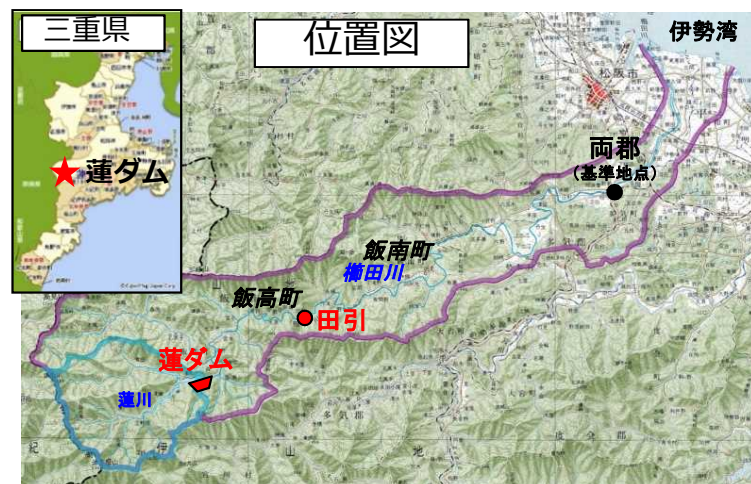
＜令和5年度出水期に事前放流を実施した145ダム（重複除き）の管理者＞



※この他、上記の主な降雨に関連し「すでに事前放流の容量を確保していたダム」が全国で、のべ225ダムで容量を確保(約12.4億m³)

櫛田川水系蓮ダムでの事前放流及び洪水調節による治水効果（令和5年8月 台風第7号）

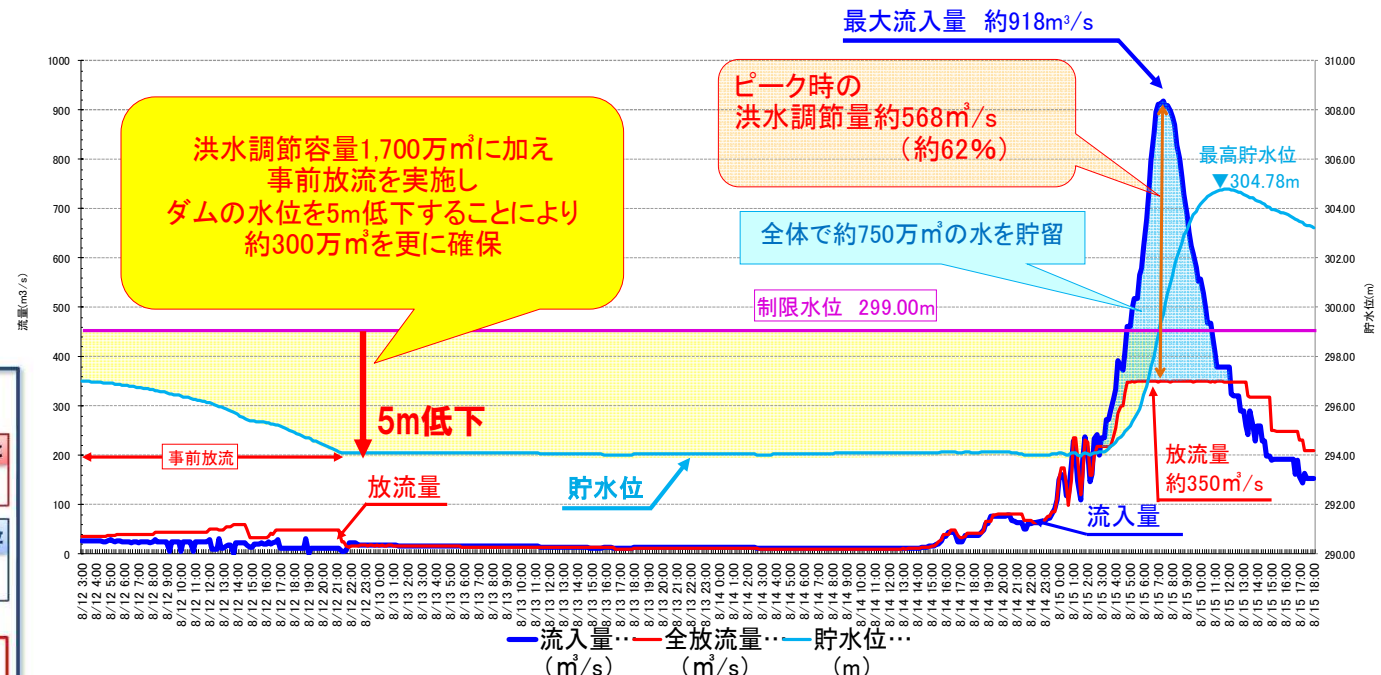
- 蓮ダム流域では、台風第7号による大雨の影響により、流域平均累加雨量は約520mmを記録し例年8月の総雨量の130%に相当する降雨を観測した。
- 洪水調節容量1,700万 m^3 に加え事前放流を実施し、ダムの水位を5m低下させ更に約300万 m^3 を確保した。
- 蓮ダムでは最大流入量約918 m^3/s を観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を最大で約568 m^3/s 抑え、約350 m^3/s に低減した。
- 今回の洪水調節により櫛田川の水位は、田引地点(河口から58.0km)で約1.45m低下したものと推定される。



田引水位観測所地点の水位低減効果

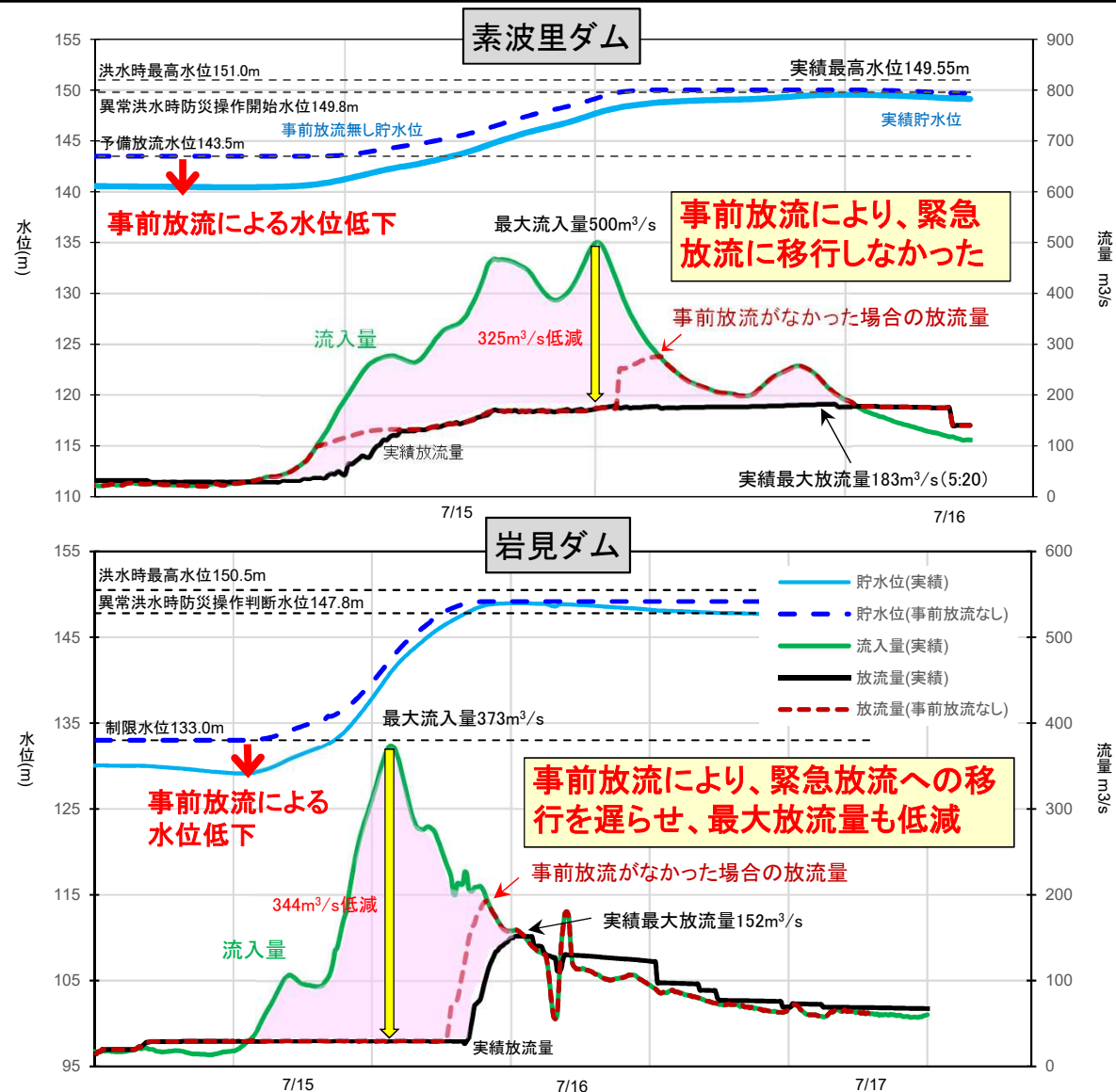


(注)この数値は速報として取り急ぎまとめたもので、後日一部訂正や追加をすることがあります。



※本資料は速報値であるため、今後の調査により数値等が変わることがあります。

- 米代川水系粕毛川の素波里ダムでは、通常の洪水調節容量1,000万 m^3 に加え、事前放流により約380万 m^3 の容量を追加確保していたため、洪水調節容量を使い切ること無く、緊急放流に移行せずに洪水調節を行った。
- 雄物川水系三内川の岩見ダムでは、通常の洪水調節容量920万 m^3 に加え、事前放流により約170万 m^3 の容量を追加確保し、洪水調節を行った。大雨により緊急放流に移行したものの、下流の被害を軽減した。



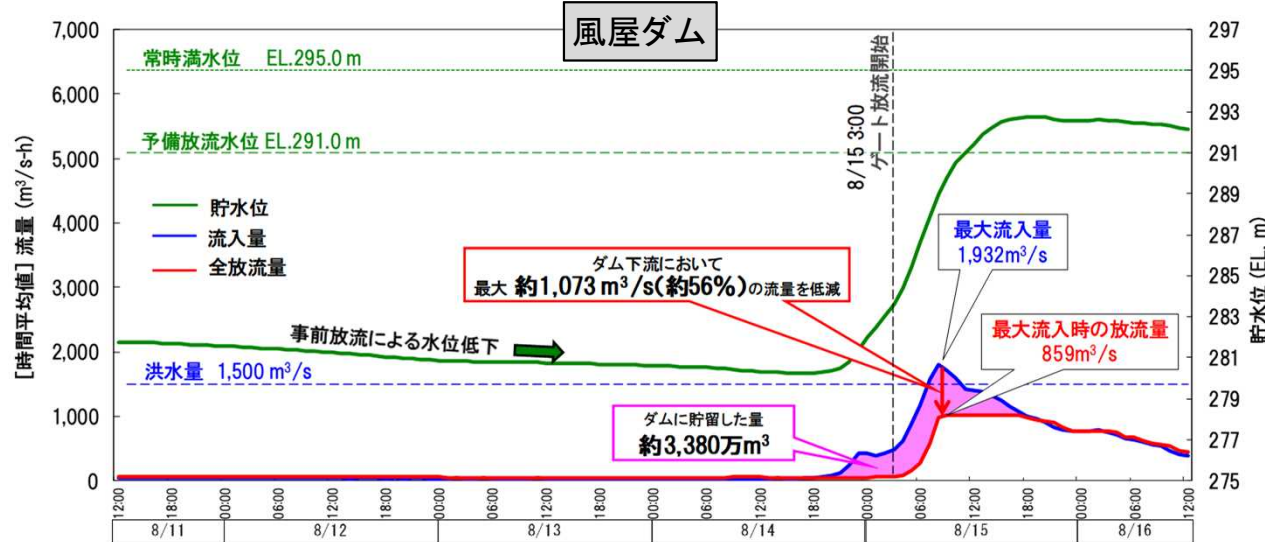
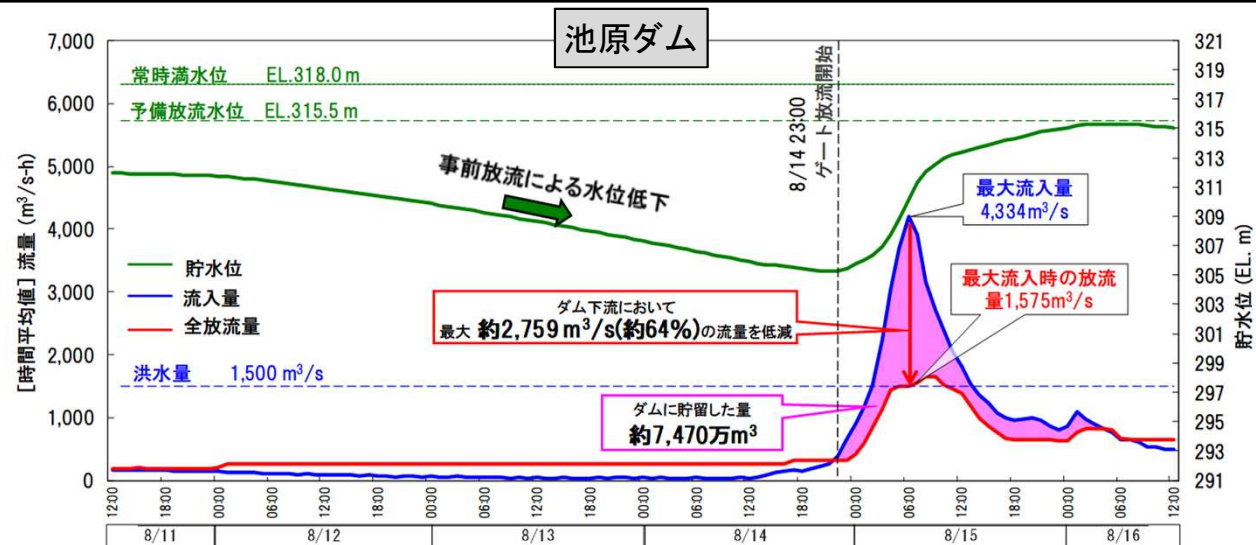
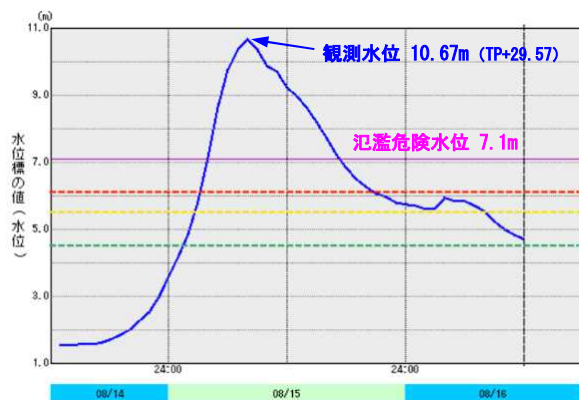
新宮川水系の利水ダム (池原ダム・風屋ダム) による事前放流等による治水効果 (令和5年8月 台風第7号)

- 池原ダム、風屋ダムは、洪水調節機能を有していない利水ダムではあるが、台風7号において治水協定により台風による大規模な出水が想定されたことから、ダム下流河川沿川の洪水被害軽減を図るダム運用(事前放流等による貯水位を事前に低下させ空き容量を確保し、洪水時にダム放流量を低減)を実施した。
- 新宮川水系熊野川では、台風7号において、これまでの河道整備と利水ダムの事前放流等の運用により、日足地区の日足観測所で河川水位を3.1m低減し、氾濫危険水位7.1mを超過したものの水位上昇を10.67mに留め、家屋浸水を回避した。

熊野川流域図



日足水位観測所の観測水位



※数値等は速報値ですので、今後の精査等により変更する場合があります。

[ホーム](#)[国土交通省について](#)[報道・広報](#)[政策・法令・予算](#)[白書・オープンデータ](#)[お問い合わせ・申請](#)

ダム

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報・技術](#)[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [ダム](#) > [利水ダム治水機能施設整備費補助](#)

利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和２年度に創設したところです。

令和６年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について（令和７年度実施分）

【応募受付期間】**令和６年４月１０日（水）～令和６年６月２８日（金）午後５時必着**[＜参考＞制度概要](#)（PDF形式：92.4KB）

募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)（PDF形式：334KB） [申請書・事業計画書様式](#)（Word形式：34KB）[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)（PDF形式：422KB） [補助金交付申請様式集](#)（Word形式：91KB）

実施事例

[令和４年度](#)（PDF形式：1.14MB） 

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 森田、生駒

TEL: 03-5253-8111（内線35-662、35-574）

直通03-5253-8453 FAX: 03-5253-1604

[ページの先頭に戻る](#)**国土交通省（法人番号2000012100001）** [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#)[関連リンク集](#) [国土交通省](#) [ソーシャルメディア関連リンク集](#)[ソーシャルメディア利用方針](#)

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 0 日

北海道開発局 河川計画管理官 殿
河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川計画課長 殿
河川管理課長 殿
地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 河 川 課 長 殿

水管理・国土保全局
治水課課長補佐（補助ダム）

利水ダム治水機能施設整備費補助の令和 6 年度の募集について（通知）

標記について、別添「利水ダム治水機能施設整備費補助 令和 6 年度募集要領（令和 7 年度実施分）」により募集を開始しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職および貴局管轄の河川事務所等を通じ、治水協定の締結機関やダム洪水調節機能協議会の参画機関に情報提供いただくなど、管内の都道府県や利水ダム設置者への周知をお願いいたします。

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和6年度 募集要領

(令和7年度実施分)

■応募受付期間

令和6年4月10日(水) ～ 令和5年6月28日(金)
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 森田、生駒
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)
03-5253-8453 (直通)

< 目 次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

I 事業の概要

1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1／2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

Ⅱ 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和6年度応募受付期間

・令和7年度実施分

令和6年4月10日(水)～令和6年6月28日(金)午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 生駒

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での、持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和6年4月10日(水)～令和6年6月28日(金)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

＜評価・審査の観点＞

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後 48 時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約 50 万 m³ 以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが操作が適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添 1 の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則３年間（３年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めるとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添 1

番 号
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1. ダム及び流域の概要 ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。 なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。 1) ダムの概要 ・ダム名 ・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること） ・ダム諸元 等 2) 流域の概要 ・主な洪水被害の概要					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
2. 放流施設の整備等の概要 (注1) 工事計画概要図を添付してください。					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費（B）の1／2以内（千円以下切り捨て）を記載すること。

(※3) 補助対象事業費（B）の1／2（千円以下切り上げ）を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇 〇 事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

6. 事前放流の強化による治水効果

※以下の内容を記載すること。

1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量
48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m）
72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m）

2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量
48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m）
72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m）

3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
7. 事業完了後のダムの操作 ※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること ※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制 ※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

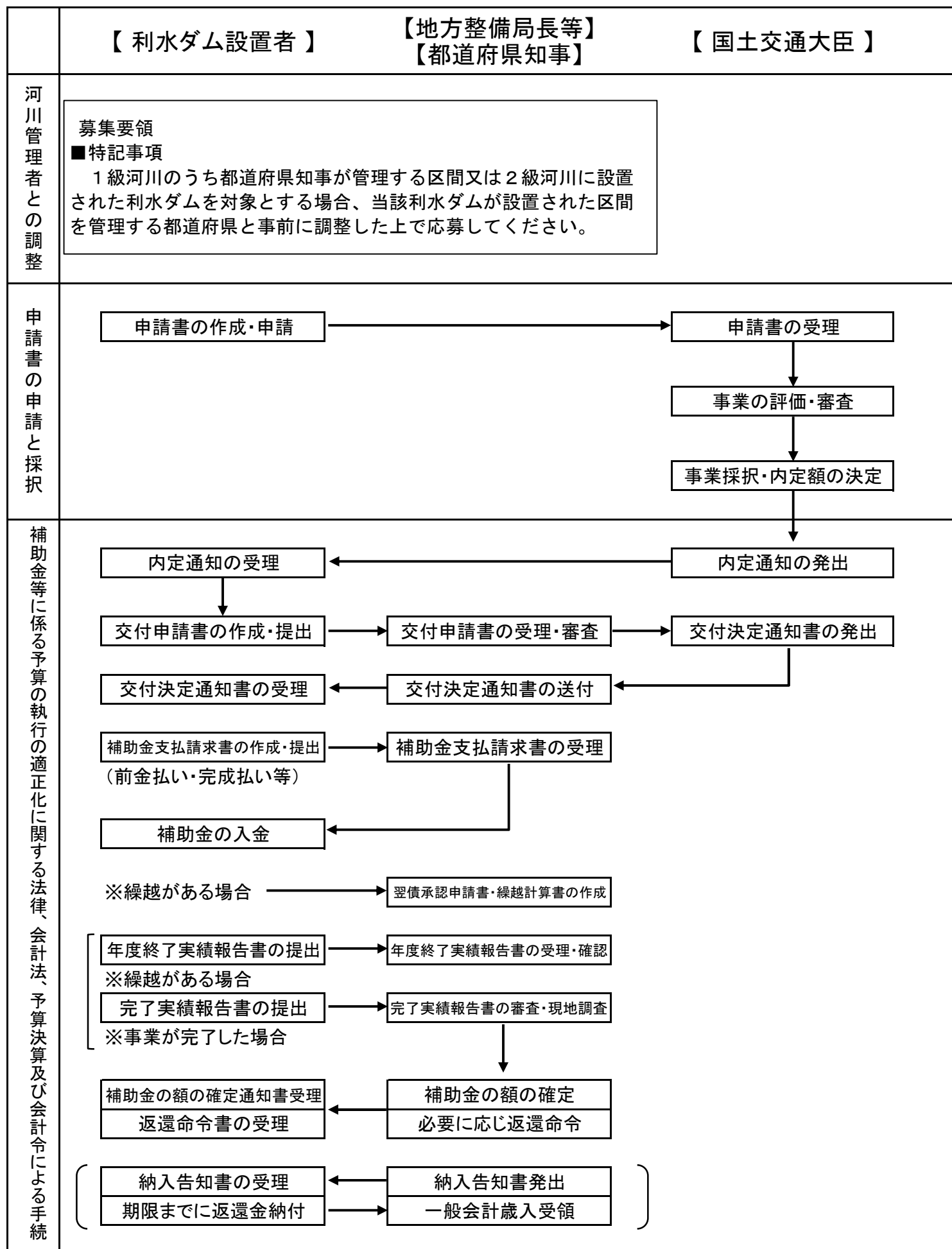
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面					

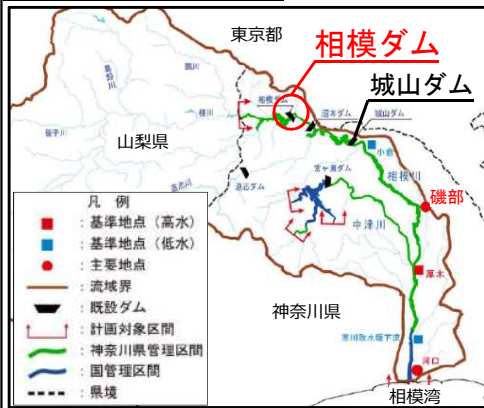
利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー



・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式の提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

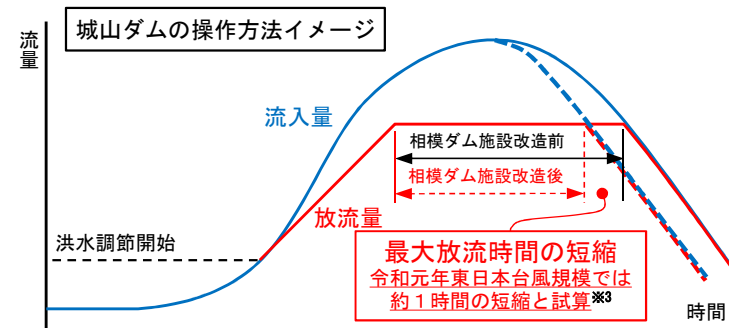
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力 (常時満水位)	3,240 m ³ /s	4,000 m ³ /s ※1 (+760 m ³ /s)
事前放流(72h)による 洪水調節可能容量	2,799 万m ³	3,103 万m ³ ※1 (+304 万m ³)

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。

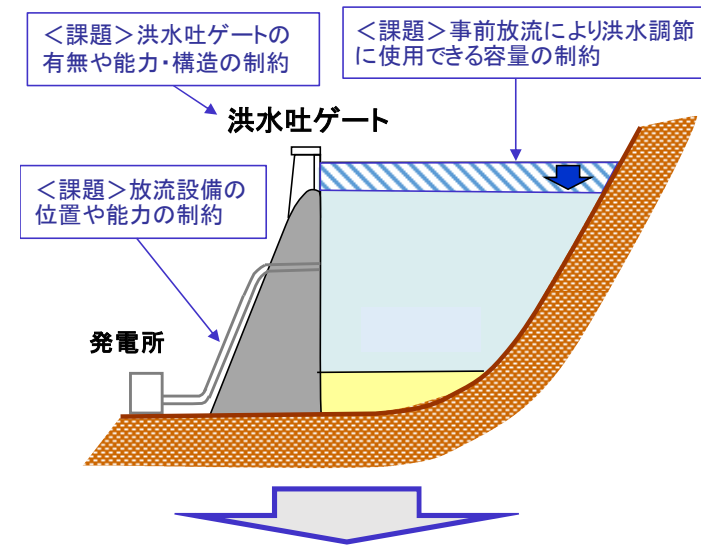
※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。

※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

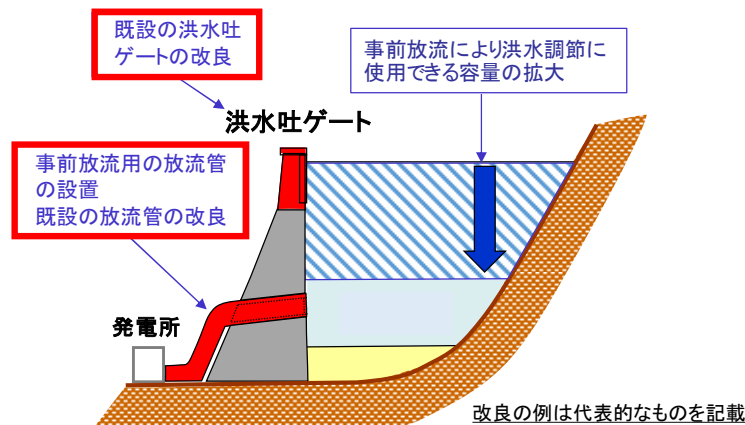
利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

参考

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

大和川水系治水協定

一級河川大和川水系において、河川管理者ならびにダム管理者及び利水者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、大和川水系のダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から大和川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法

等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM 等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局へ情報提供（集約）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、大阪府・奈良県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、大和川水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所長

大阪府 富田林土木事務所長

大阪府 南河内農と緑の総合事務長

奈良県 奈良土木事務所長

奈良県 郡山土木事務所長

奈良県 中和土木事務所長

桜井市上下水道事業 桜井市長

天理市上下水道事業の管理者 天理市長

別 紙

令和2年5月29日
大和川水系治水協定

別紙

既存ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※1 (万 m3)	基準降雨量 (mm)
狭山池ダム	100	46.0※2	242.3※3
天理ダム	130	114※2	176※3
初瀬ダム	239	54※2	209※3
白川ダム	50	55※2	148※3
岩井川ダム	43	19※2	215※3
大門ダム	3	7※2	194※3
滝畑ダム	0	341	289.1※4

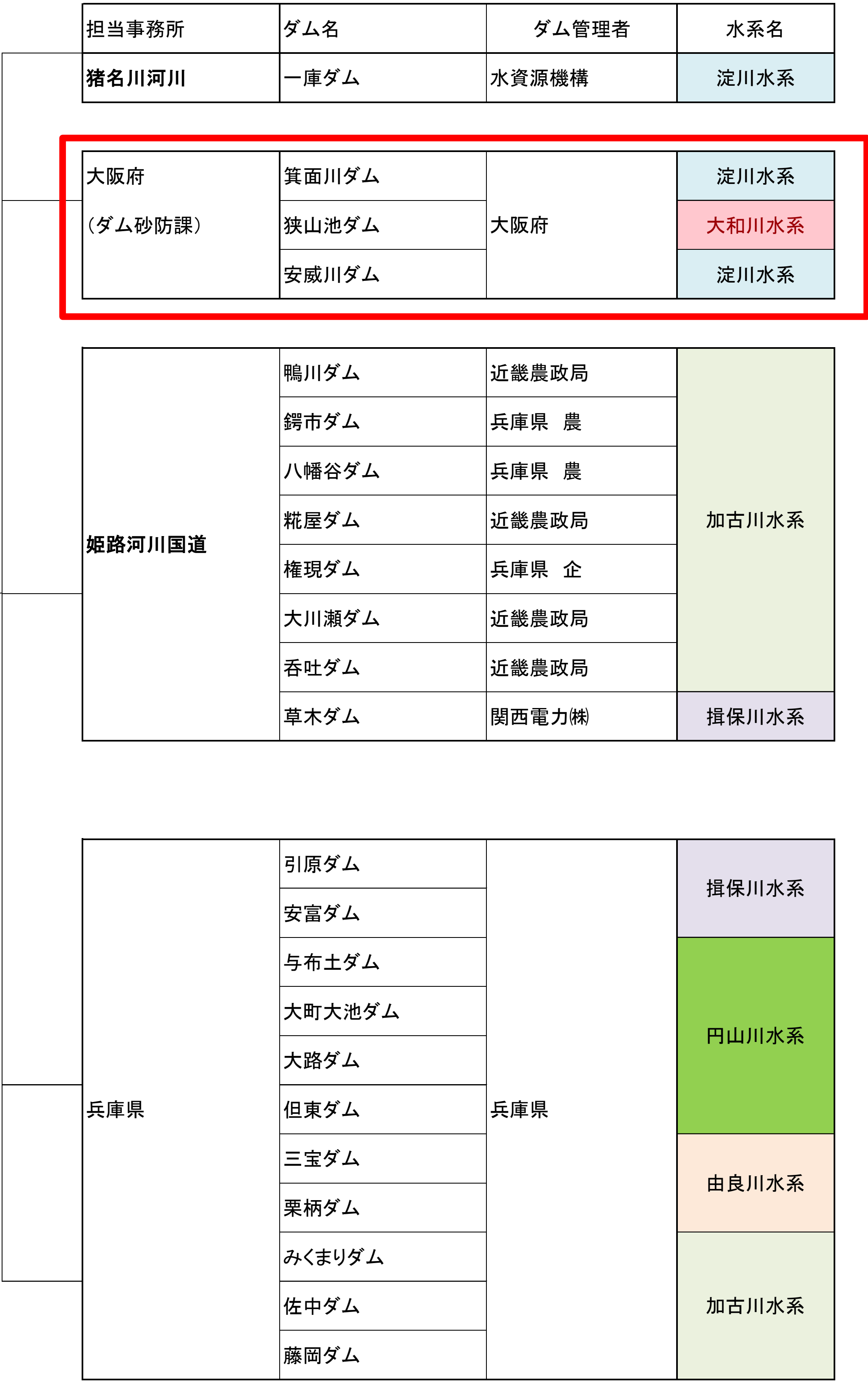
※1 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 3日間の事前放流により確保可能な容量。事前放流による洪水調節可能容量については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※3 ダムの計画雨量（24時間雨量）。事前放流の判断とする基準降雨については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※4 ダムの計画雨量（日雨量）。

事前放流 1級水系ダム連絡系統図



事前放流 1級水系ダム連絡系統図

